

令和8年度

砥部町放課後児童クラブ入所のご案内



砥部町子育て支援課 子ども福祉係



【砥部町内放課後児童クラブ入所募集要項】

放課後児童クラブとは

保護者が就労等によって家庭にいない児童をお預かりし、放課後において家庭にかわる生活の場を提供することで、児童とその保護者の家庭を支援する制度です。支援員による基本的な生活指導を行いながら、集団での遊びや生活を通じて、「児童の健全な育成」を図ることを目的としています。

入所要件・入所承認期間について

児 童	町内在住の小学校 1 年生から 6 年生（集団生活ができること）		
保 護 者 等	放課後、児童と同居している 18 歳以上 65 歳未満の家族全員が就労・就学等により、児童の保育ができない場合を対象としています。		入所承認期間 （下記期間を含む月の初日から末日まで）
	就 労	月 15 日以上就労し、終業後帰宅時間が午後 3 時以降であること（月 60 時間以上の就労）	就労期間
	疾病・障がい	・保護者等の疾病、負傷により日常の保育が困難であること ・障がい等で、日常の保育が困難であると認められる場合	監護ができない期間
	看護・介護	同居親族を常時看護または介護により日常の保育が困難であること	
	学校または職業訓練校等に就学	就業を目的に職業訓練等のため、日中児童の監護ができないこと	就学期間
そ の 他	産前産後	母親が出産前後で児童の監護ができないこと	出産予定日前 6 週間から 出産後 8 週間まで
	児童クラブ保育料の滞納がないこと ※審査時点で保育料の滞納がある場合は受付できません。		

※求職中、育児休暇中は入所できません。勤務を開始する月からの入所となります。

※特定の曜日・期間のみの一時的な利用はできません。（週 1～2 日程度、春休み・冬休みのみ等）

※1・2 年生のみ就業の終業時間が午後 3 時以前でも受け付けます。

開所日・時間等について

【開所日】 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

【閉所日】

- ☐ 日曜日
- ☐ 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ☐ 警戒レベル 3 以上が発令された場合及び台風等気象警報発令による学校休校日
- ☐ その他町が必要と認めた日 ※参観日等の学校行事振替休業日は開所します。

【開所時間】

区 分	通 常 保 育	延 長 保 育
学校登校日	放課後から午後 5 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで
長期休暇 学校行事振替休業日	午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	

※通常保育時間はお迎えを原則とした時間です。徒歩下校の場合は午後 5 時までのお預かりです。

※延長保育は午後 5 時 30 分以降も保護者が就労等で家庭にいない世帯のみが対象です。

保育料(保護者負担金)について

児童 1 人につき下表のとおりです。

■基本保育料 ※令和 8 年度より保育料を改定し、以下の金額（保護者会費・おやつ代等を含む）とすることを検討しています。正式に決定しましたらホームページ等で公表いたします。

区 分	～R7 金額（月額）	（予定）R8～ 金額（月額）
町民税課税世帯及び所得税課税世帯	3,000 円	4,000 円
町民税非課税世帯	1,500 円	2,500 円
母子・父子世帯及び在宅障がい児(者)の世帯 ※障がい者手帳の写し必要	1,500 円	2,500 円
生活保護世帯	0 円	1,000 円

※7月・8月は上表保育料の 2 倍となります。（7 月の夏休みのみの利用は 1 ヶ月分です。）

※保育料は口座振替での納付となります。（口座振替依頼書は入所決定通知とあわせて送付します。）

※令和 8 年度入所の課税・非課税の区分は令和 7 年度（令和 6 年中）の課税状況により決まります。

■延長保育料・土曜日保育料

区 分	金額（月額）
延長保育料	2,000 円
土曜日保育	1,200 円

※基本保育料とは別に必要です。

※延長保育料・土曜日保育料は 7 月・8 月も他の月と同じ金額です。

そのほかの費用について

健全なクラブ活動のため、保育料とは別に次の費用が必要です。クラブへ直接お支払いください。

□ 傷害保険料（800 円）

※天災や故意によるケガ等の場合は保険の対象になりません。

※途中退所の場合でも保険料は返金できません。

町内放課後児童クラブ一覧

実施場所の広さや指導員数などクラブによって異なります。

クラブ名	定員（人）	実施場所	備考
砥部小学校第 1 放課後児童クラブ	40	学校内専用施設	低学年専用
砥部小学校第 2 放課後児童クラブ	30	余裕教室	中・高学年専用
宮内小学校第 1 放課後児童クラブ	30	学校内専用施設	低学年専用
宮内小学校第 2 放課後児童クラブ	50		低・中学年専用
宮内小学校第 3 放課後児童クラブ	30	余裕教室	高学年専用
麻生小学校第 1 放課後児童クラブ	40	学校内専用施設	1 年生専用
麻生小学校第 2 放課後児童クラブ	40		2 年生専用
麻生小学校第 3 放課後児童クラブ	30	余裕教室	中・高学年専用
広田小学校放課後児童クラブ	10	広田老人憩いの家	

申請について

入所要件に該当する方は、以下の書類を添え提出してください。なお、すでに入所済みの方で次年度も引き続き希望される場合も、**毎年申請が必要**です。

提出書類	① 加入申込書（様式第 1 号） <u>児童 1 名につき 1 枚</u> ② 延長保育申込書（様式第 4 号）※利用希望者のみ <u>児童 1 名につき 1 枚</u> ③ 土曜日保育申込書（様式第 6 号）※利用希望者のみ <u>児童 1 名につき 1 枚</u> ④ 児童の放課後、家庭での保育ができないことを証明する書類 ※児童と同居する 18 歳以上 65 歳未満の家族全員分をご提出ください。 ○就労している方 就労証明書 ※必ず勤務先から証明されたものを提出してください。 ○疾病・負傷・障がいのため保育が難しい方 障がい者手帳のコピー、診断書（原本） ○親族の看護・介護のため保育が難しい方 看護（介護）申立書 ○学生・就業を目的に学校や職業訓練校へ就学中の方 在学証明書または学生証のコピー ○産前産後期間中の方 母子手帳（出産予定日部分）のコピー ⑤ 保育料(保護者負担金)の区分適用を受ける場合に必要な書類 <u>※提出のない場合は保育料の区分を課税世帯として受け付けます。</u> ○ひとり親家庭の場合 離婚や配偶者死亡の記載のある戸籍 等 ※児童扶養手当の認定を受けている場合、書類の提出は必要ありません。 ○町民税非課税世帯の場合 令和 7 年 1 月 1 日時点で砥部町に住所のある方は書類の提出は必要ありません。 令和 7 年 1 月 2 日以降に砥部町へ転入された方は、市町村民税課税証明書（令和 7 年度（令和 6 年中）のもの）を提出してください。 ○在宅障害児(者)のいる世帯の場合 障がい者手帳のコピー ※きょうだいで入所の申請をする場合、④・⑤の書類は児童 1 名分でかまいません。 ※必要書類は、町ホームページからもダウンロードできます。なお、12 月 2 日から、役場子育て支援課及び各児童クラブでも配布します。 ＜お願い(保護者就労のため申し込みを行う方)＞ 提出前にご自身で就労証明書の内容をご確認ください。 就労証明書に記載された時間で審査を行います。そのため、記載された時間と実際の勤務時間が異なる場合、不利な点数での審査となる可能性があります。	
受付期間	4 月入所	令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで ※入所審査は<u>先着順ではありません。</u> ※期間終了後も受付は行いますが、期間内の申し込みが優先となります。
	年度途中入所	<u>入所希望月の前々月の末日まで</u> ※期日超過による提出や、希望クラブの入所状況により、<u>入所希望月に入所できない場合があります。</u>（例：10 月入所希望の場合は 8 月末まで）
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（庁舎閉庁日及び土日・祝日を除く）	
提出場所	役場子育て支援課 子ども福祉係 （砥部町中央公民館 1 階 ※保健センター西側、<u>役場本庁内ではありません。</u>）	

入所決定について

- (1) 受付期間までに提出された申請につきましては、令和8年2月中旬頃に審査結果を通知します。
期間後の申請は、順次審査を行った上で、結果を通知します。
- (2) 申込者数が定員を超えた場合、申請内容・希望先クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入所可否の決定を行います。そのため、申請をしても入所できない場合があります。ただし、保留となった場合でも、資格そのものを喪失するわけではありません。申請されたクラブで辞退者や退所者が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からも入所できることがあります。
- (3) 夏休みのみの審査結果については 7月中旬頃までに通知予定です。

各種届出について

以下の項目に該当する場合は、速やかに児童クラブか役場子育て支援課まで届け出てください。

- ☐ 住所、家族構成が変わった場合（転居・離婚など）
→世帯状況異動届
- ☐ 離職などにより家庭内保育が可能となった場合
→放課後児童健全育成事業脱退届（様式第3号）
- ☐ 就労状況が変わった場合（就労先・就労時間の変更など）
→就労証明書
- ☐ 年度途中で延長保育・土曜日保育の利用を希望または休止する場合
→延長保育……延長保育申込書または延長保育停止届
→土曜日保育……土曜日保育申込書または土曜日保育停止届
- ☐ 夏季休暇等で一時的に児童クラブの利用を休止する場合
→放課後児童健全育成事業休止届（様式第2号）

その他

放課後児童クラブは、低学年から高学年までの複数の児童が一緒に利用する「集団生活」の場です。自分勝手な行動は、事故やケガなどの原因となりますので、支援員の指導や各クラブのルールを守り、児童が安心してクラブで生活ができるよう、保護者の皆さまのご理解並びにご協力をお願いします。
なお、健全なクラブ運営のため、以下のような場合は入所をお断りします。

- ☐ 欠席が多く続いた場合
- ☐ 入所申請書類に虚偽の記載があった場合
- ☐ 児童が集団での保育に適さない場合
- ※他の入所児童に精神的苦痛や危害がおよぶ場合
- ※健全育成のための支援員等の指導を受け入れず、クラブ運営に支障を来す場合
- ※重度の食物アレルギーや障がい等に対し、支援員が対応できない場合 など
- ☐ 保護者の離職等で対象児童でなくなった場合
- ☐ 保育料の滞納がある場合
- ☐ 閉所時間厳守を守れない場合
- ☐ その他入所が適さないと町が判断した場合

気象警報等発令時の開所について

気象警報等発令時

○学校登校日の場合

- ・学校に準じます。警報解除とならずに学校が休校となった場合は、児童クラブも閉所です。
学校開所中に警報発令等によって早期下校となった場合は、児童クラブは開所します。ただし、児童の安全のため徒歩帰宅はできませんので、早めのお迎えをお願いします。

○学校休業日及び、長期休暇中の場合

- ・町から「警戒レベル3（避難所開設）」が発令され、午前9時時点で避難所開設されている場合は、児童クラブは閉所します。
- ・児童クラブ開所中に避難所開設となった場合も閉所しますので、早めのお迎えをお願いします。
- ・午前9時までに避難所が閉鎖された場合、児童クラブは開所します。なお、安全確保のため、避難所閉鎖での登所は保護者が連れてくるようお願いします。
※警報発令＝閉所ではありません。「警戒レベル3（避難所開設）」＝閉所となります。
- ※小学校区ごとの発令で判断します。

地震発生時

気象警報等発令時と同様に、避難所が開設された場合には閉所します。

～砥部町メールマガジン登録についてのお願い～

災害時の警戒情報をメールマガジンにてお知らせしています。

リアルタイムでの災害情報取得のため、メールマガジンの登録をお願いします。

砥部町ホームページから登録

【<http://www.town.tobe.ehime.jp/mailmaga/>】

砥部町 メールマガジン



※迷惑メール防止機能が設定されている場合は「town.tobe.ehime.jp」を受信できるように設定してください。

※端末のCookie（クッキー）の設定などが原因で登録がうまくできない場合があります。

夏休みのみの入所について

令和2年度から夏休みのみの入所を受け付け開始しました。しかしながら、通年利用の児童を優先するため、定員の空き状況等により入所の承諾ができない場合もありますので、ご了承ください。

申込み切

令和8年6月19日（金）まで【申込期限厳守】

保育料

- ・7月分 3,000 円（※2025（令和8）年度～予定 4,000 円※保護者会費・おやつ代等を含む）
- ・8月分 6,000 円（※2025（令和8）年度～予定 8,000 円※保護者会費・おやつ代等を含む）

※令和8年度より保育料の改定を検討しています。正式に決定しましたらホームページ等で公表いたします。

- ・延長保育料 各月 2,000 円 ※延長保育時間帯も保護者が留守家庭の場合のみ
- ・土曜日保育料 各月 1,200 円 ※保護者が土曜日勤務の家庭のみ
- ・傷害保険料 800 円

入所について

- ・対象児童や必要書類等は通常の入所と同じです。
申請用紙も同じ様式です。入所希望期間欄へ夏休みの期間を記入し提出してください。
- ・低学年を優先し、就労状況等によって選考します。
- ・通年利用を保留となっている児童については、夏休みのみのお申込みいただくことで夏休みのみであれば利用できる可能性があります。

問い合わせ

入所にあたり、ご不明な点などございましたら、以下のところまでお問い合わせください。

〒791-2120 砥部町宮内 1369 番地
砥部町子育て支援課 子ども福祉係
電 話：089-962-6299 FAX：089-962-7511
E-mail：055kosodate@town.tobe.ehime.jp
町ホームページ：http://www.town.tobe.ehime.jp